

浜松市消防局消防職員委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市消防局消防職員委員会に関する規則（平成8年浜松市規則第82号。以下「規則」という。）第13条に基づき、浜松市消防局消防職員委員会（以下「委員会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員の配置)

第2条 規則第4条に規定する各組織区分ごとの委員の配置は、次のとおりとする。

- (1) 消防局は2人とする。
- (2) 中消防署は2人とする。
- (3) 東消防署は2人とする。
- (4) 西消防署は2人とする。
- (5) 南消防署は2人とする。
- (6) 北消防署は2人とする。
- (7) 浜北消防署は2人とする。
- (8) 天竜消防署は2人とする。

(委員の指名等)

第3条 規則第5条第1項に規定する委員の指名は、あらかじめ所属長の意見を聞き、行なうものとする。ただし、同項後段に基づき指名する場合は、所属長の意見を聞くことを要しない。

2 職員による委員の推薦は、組織区分ごとに開催する推薦のための会議において話し合いによって行ない、第1号様式により消防長に提出するものとする。

(意見取りまとめ者の推薦等)

第4条 規則第7条第1項に規定する意見取りまとめ者の推薦は、組織区分ごとに開催する推薦のための会議において話し合いによって行ない、第3号様式により消防長に提出するものとする。

(職員の意見の提出)

第5条 職員の意見の提出は、委員会開催の20日前までに意見取りまとめ者を通じて消防総務課に提出するものとする。ただし、消防職員が意見取りまとめ者を經由することに支障があると考えられる場合においては、直接消防総務課に意見を提出することができるものとする。

(委員会の開催)

第 6 条 規則第 9 条第 1 項に規定する会議は、毎年 9 月末日までに開催するものとする。

2 委員会の会議を開催する場合、会議を開く日までに、意見を提出した消防職員及び意見取りまとめ者に対し、第 4 号様式により当該意見を審議の対象とするか否かの取扱いをそれぞれ通知する。

(委員会の議事)

第 7 条 委員会の議事は委員長が主宰し、公平かつ円滑な審議に努め、委員はこれに協力するものとする。

2 委員長は、特に必要があるときは、関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(会議の秩序保持)

第 8 条 委員長は、委員その他の職員の言動が会議の秩序を乱し、審議に重大な支障を生ずると認めるときは、注意その他必要な措置をとるものとする。

(委員会の意見)

第 9 条 規則第 10 条に定める審議結果の区分は次の各号によるものとし、第 2 号様式により消防長に提出するものとする。

- (1) 実施することが適当である。
- (2) 諸課題を検討する必要がある。
- (3) 実施は困難と考える。
- (4) 現行とおりでよい。

(委員会の記録)

第 10 条 委員長は出席委員、審議結果等必要な事項を消防総務課員に記録させ、保存するものとする。

(処置の結果)

第 11 条 消防長は、委員会の意見の趣旨を尊重して処置するよう努めるとともに、処置結果の要旨を文書により職員に周知するものとする。

2 委員長は、第 5 号様式により意見を提出した消防職員及び意見取りまとめ者に対し、当該意見の委員会での審議結果及び当該結果に至った理由を通知する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 8 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 第 5 条の規定は、平成 8 年度に限りこれを適用しない。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

第 1 号様式（第 3 条関係）

浜松市消防局消防職員委員会委員推薦書

浜松市消防局消防職員委員会に関する規則第 5 条に基づき、下記により推薦します。

記

組 織 区 分	階 級	氏 名

平成 年 月 日

（あて先）浜松市消防長

組織区分

浜松市消防局消防職員委員会審議結果報告書

件名	
審議概要	
審議結果	
区分	<ol style="list-style-type: none">1 実施することが適当である。2 諸課題を検討する必要がある。3 実施は困難であると考ええる。4 現行どおりでよい。

平成 年 月 日
（あて先）浜松市消防長

浜松市消防局消防職員委員会委員長

第 3 号様式（第 4 条関係）

浜松市消防局消防職員委員会意見取りまとめ者推薦書

浜松市消防局消防職員委員会に関する規則第 7 条に基づき、下記により推薦します。

記

組 織 区 分	階 級	氏 名

平成 年 月 日

（あて先）浜松市消防長

組織区分

（あて先）意見取りまとめ者
意見提出者

浜松市消防局消防職員委員会委員長

浜松市消防局消防職員委員会への意見書について（通知）

- 過日、提出された下記件名の意見書について
- 1 審議の対象とします。
 - 2 審議の対象として見送ります。

件名	
開催日時	

浜松市消防局消防職員委員会審議結果報告書

件 名	
審議概要	
審議結果	
区 分	1 実施することが適当である。 2 諸課題を検討する必要がある。 3 実施は困難であると考える。 4 現行どおりでよい。

平成 年 月 日
(あて先) 意見取りまとめ者
意見提出者

浜松市消防局消防職員委員会委員長